

Financial
System
Report
- Annex

地域金融機関における
最近の貸倒引当金の算定状況

本レポートが分析対象としている地域銀行、信用金庫は次のとおりです。

地域銀行は、地方銀行 64 行と第二地方銀行 41 行、信用金庫は、日本銀行の取引先信用金庫 258 庫（2015 年 3 月末時点）。

計数は、特に断りがない場合、日本銀行集計の単体ベース。

本レポートの内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行金融機構局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

【本レポートに関する照会先】

日本銀行金融機構局金融第 2 課 (post.fsbe2@boj.or.jp)

（金融システムレポート別冊シリーズについて）

日本銀行は、マクロ・プルーデンスの視点からわが国金融システムの安定性を評価するとともに、安定確保に向けた課題について関係者とのコミュニケーションを深めることを目的として、『金融システムレポート』を年2回公表している。同レポートは、金融システムの包括的な定点観測である。

『金融システムレポート別冊シリーズ』は、特定のテーマや課題に関する掘り下げた分析、追加的な調査等を不定期に行い、『金融システムレポート』を補完するものである。本別冊では、金融システムレポート2015年4月号において、信用リスク管理面の課題として指摘した「貸倒引当金の適切な算定」に関連して、地域金融機関の取り組み状況を取り上げる。

（本別冊の要旨）

ここ数年の地域金融機関の貸倒引当金比率は、長期時系列的にみてかなり低い水準にある。これは、基本的には景気回復等に伴って借り手企業の業績・財務が改善し、金融機関の資産内容が改善していること、近年の貸倒実績率が低下していることによるものである。

もっとも、引当は将来に備えて行うものであり、景気循環の影響を均してみていくとともに、過去の実績に反映されていない先行きの変化を適切に織り込んでいくことが望ましい。

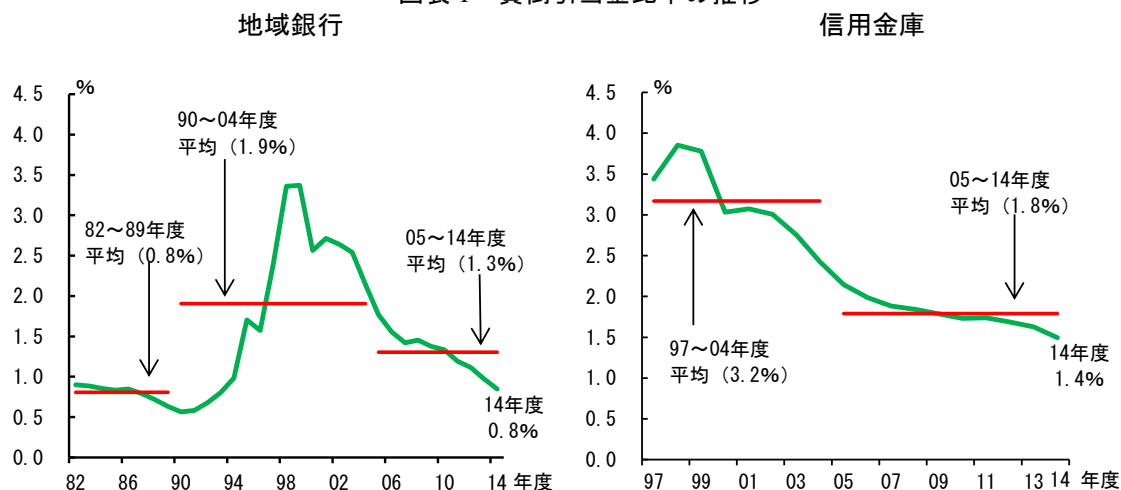
今般、日本銀行が実施したアンケート調査によれば、2014年度決算において、地域銀行で約9割、信用金庫で約7割の先が、こうした観点から引当方法を工夫していることが確認された。具体的な内容をみると「算定期間数の拡大」により対応している先が多いほか、要管理先や破綻懸念先について、「DCF法」や「CF控除法」を導入（DCF法の適用額引下げを含む）している先が相応にみられる。特に、貸倒実績率が大きく低下した2011年度以降にこうした対応を講じた先が少なくない。

地域金融機関においては、基礎的な収益で信用コストをカバーし得る余地が縮小してきている。加えて、足もと、地域の産業・企業の活力向上支援や自らの事業領域の拡充など、様々な面で取り組みを強化しており、こうした取り組みの過程では、今後、過去の実績には反映されていないリスク・コストが生じる可能性もある。以上を踏まえると、貸倒引当金の算定にあたっては、個々の金融機関が貸出資産内容や地域経済、借り手企業の状況等を踏まえながら、その適切性を継続して検証していく必要がある。

（信用コストと引当率の状況）

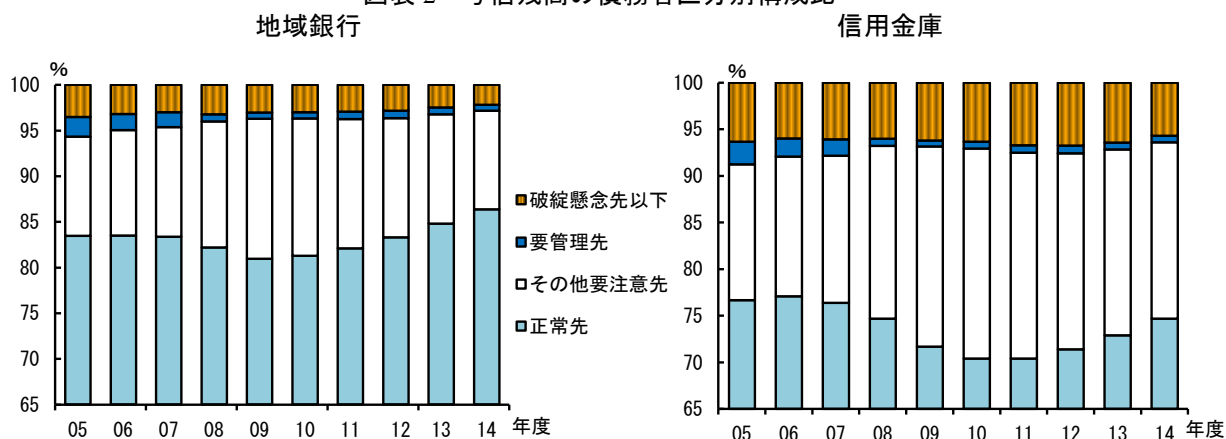
ここ数年の地域金融機関の貸倒引当金比率¹（以下、引当率）は、長期時系列的にみてかなり低い水準にある（図表1）。

図表1 貸倒引当金比率の推移



これは、基本的には景気の回復に伴う借り手企業の業績・財務の改善によって金融機関の資産内容が改善している（図表2）こと、近年の貸倒実績率が低下していることによるものである。

図表2 与信残高の債務者区分別構成比

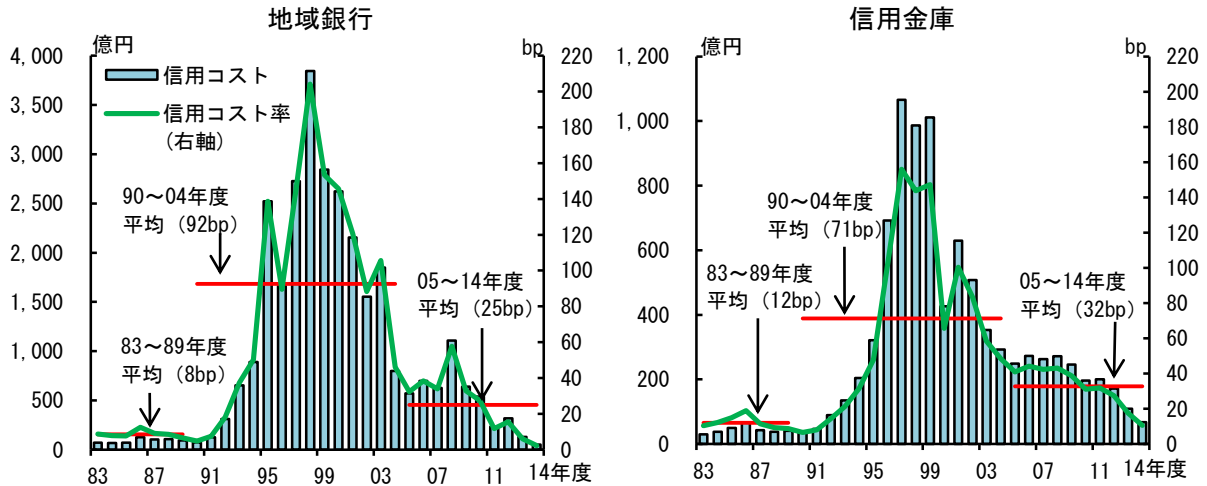


(注) 償却後ベース

¹ 貸倒引当金比率 = 貸倒引当金 / 貸出残高

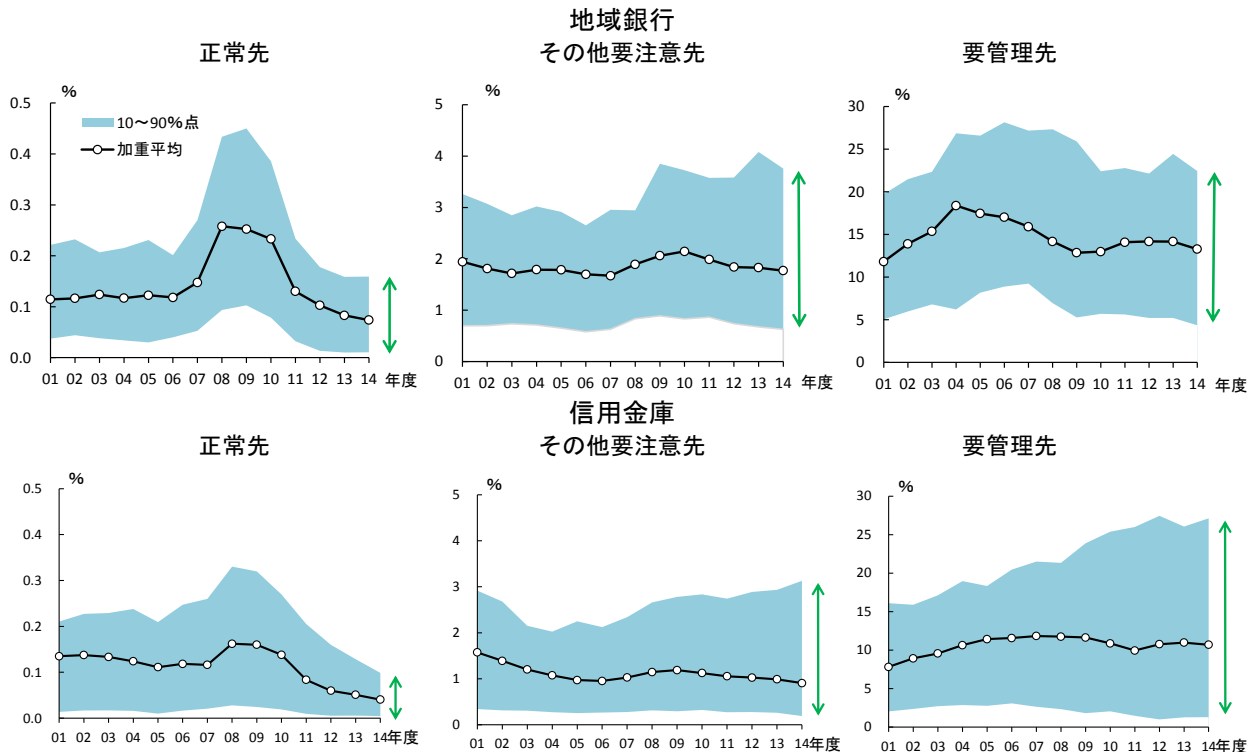
こうした中、2014年度の信用コスト率²は、地域銀行で2bp、信用金庫で10bpとなっている（図表3）。個別にみると、地域銀行で4割、信用金庫で4割弱の先が戻入超となっている。

図表3 信用コストの推移



債務者区分別の引当率は、正常先を中心に低下傾向にあるが、分布状況をみると、いずれの債務者区分でも個別金融機関間のばらつきが相応にみられる。特に、下位の債務者区分になるほど、ばらつきが拡大する傾向にある（図表4）。

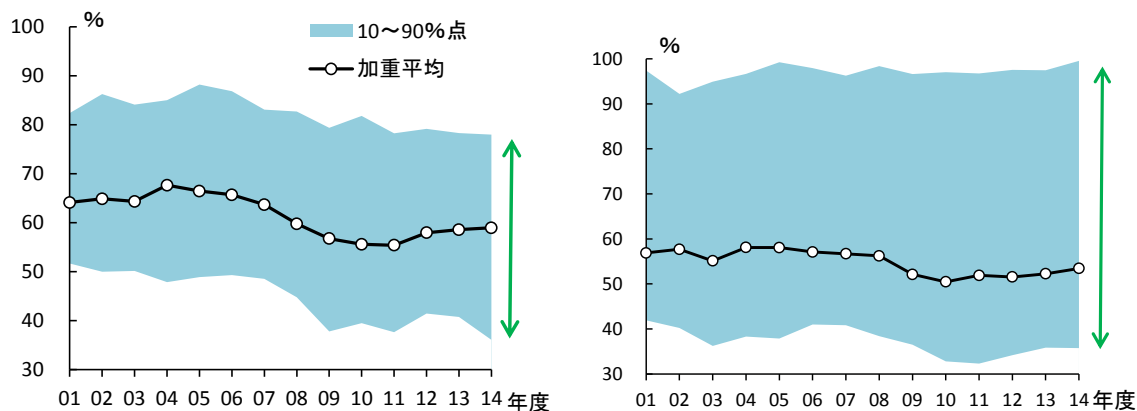
図表4 一般貸倒引当金における債務者区分別の引当率と分布状況



² 信用コスト率 = (貸倒引当金純繰入額 + 貸出金償却 + 売却損 - 償却債権取立益) / 貸出残高

また、破綻懸念先Ⅲ分類額の引当率も、全体としては、地域銀行で60%前後、信用金庫で50%台の水準で推移しているが、ばらつきが大きい（図表5）。

図表5 破綻懸念先Ⅲ分類額の引当率と分布状況
地域銀行 信用金庫

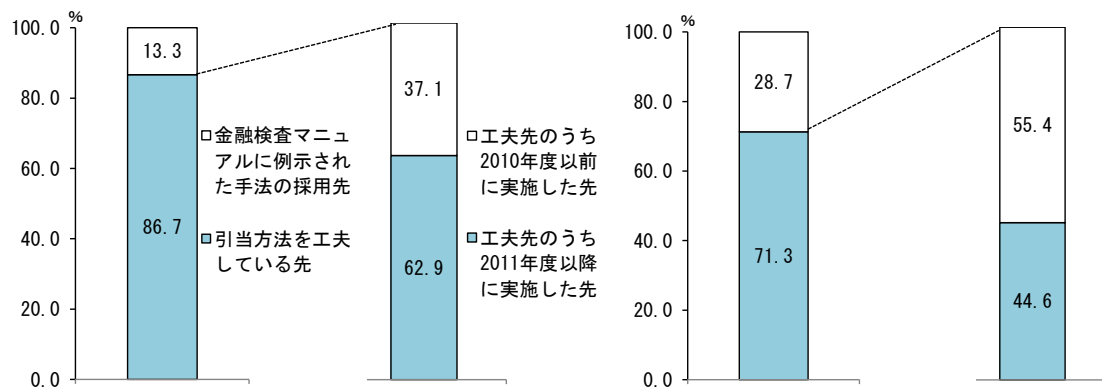


(引当方法の工夫状況)

こうしたもとで、地域金融機関では、規制・会計ルール上の取り扱いを踏まえつつ、将来に対する備えとして、引当方法に工夫を施す動きがみられている。

今般、日本銀行が実施したアンケート調査によれば、2014年度決算において、地域銀行で約9割、信用金庫で約7割の先が、何らかの形³で引当方法を工夫していることが確認された。さらに、このうち、地域銀行で約6割、信用金庫で約4割の先が、正常先を中心に引当率のはっきりと低下してきた2011年度以降にこうした対応を講じている（図表6）。

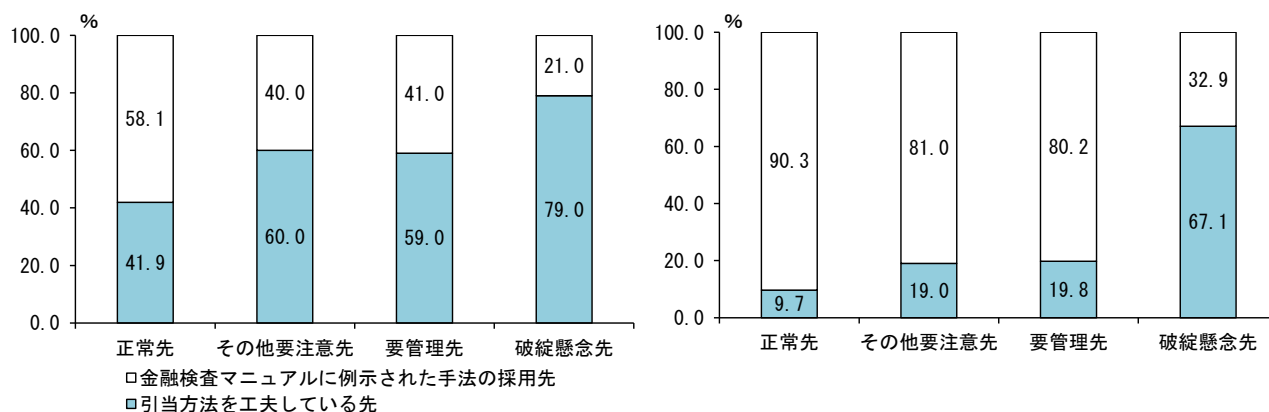
図表6 2014年度における貸倒引当金の算出方法
地域銀行 信用金庫



³ ここでは、金融検査マニュアルに例示された手法以外の引当方法を採用している地域金融機関を取り上げた。

債務者区分別にみると、下位の債務者区分ほど引当方法を工夫している先が多い（図表 7）。

図表 7 債務者区分別にみた引当方法の工夫状況
地域銀行 信用金庫



その具体的な内容をみると、景気循環に伴う貸倒実績率の変動を均す観点から「算定期間数の拡大」により対応している先が多いほか、要管理先や破綻懸念先については、債務者のリスク度合いを個別に勘案して「DCF 法」や「CF 控除法」を導入（DCF 法の適用額引下げ等を含む）している先が相応にみられる（図表 8-1、8-2、8-3）。

図表 8-1 具体的な工夫内容
地域銀行

	(先、%)							
	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
1算定期間の長期化	5	11.4	13	20.6	2	3.2	1	1.2
算定期間数の拡大	28	63.6	28	44.4	30	48.4	28	33.7
過去の引当率との比較	4	9.1	4	6.3	4	6.5	10	12.0
引当率の下限設定	1	2.3	2	3.2	4	6.5	19	22.9
リスクに応じた区分の細分化	5	11.4	15	23.8	5	8.1	4	4.8
DCF法の導入等	1	2.3	18	28.6	36	58.1	32	38.6
CF控除法の導入	0	0.0	1	1.6	1	1.6	18	21.7
その他	10	22.7	19	30.2	15	24.2	24	28.9
何らかの工夫を行っている先計(注)	44	100.0	63	100.0	62	100.0	83	100.0

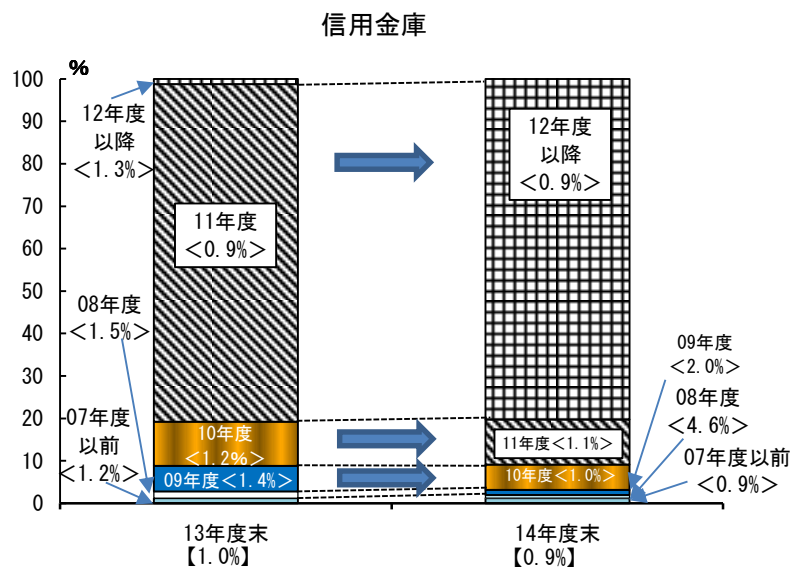
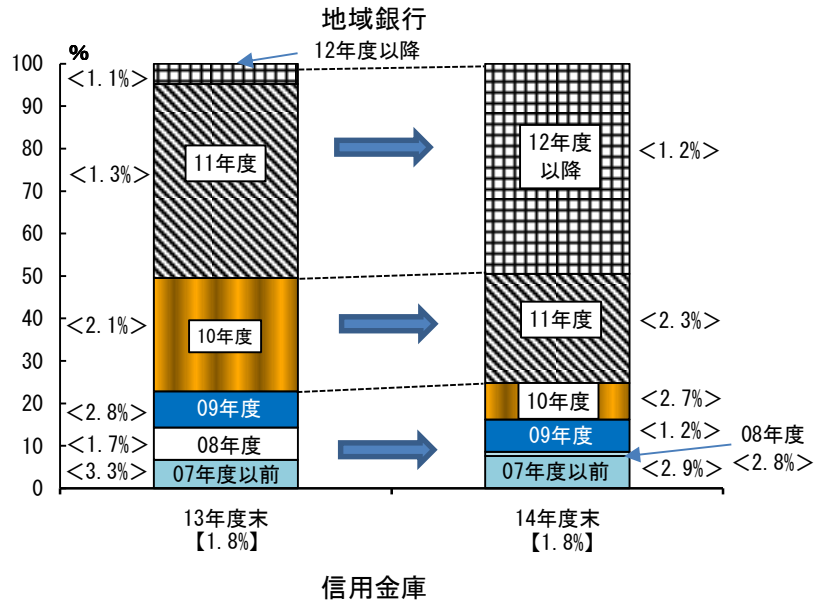
信用金庫

(先、%)

	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
1算定期間の長期化	0	0.0	2	4.1	0	0.0	0	0.0
算定期間数の拡大	18	72.0	18	36.7	24	47.1	19	11.0
過去の引当率との比較	3	12.0	2	4.1	4	7.8	9	5.2
引当率の下限設定	2	8.0	3	6.1	8	15.7	29	16.8
リスクに応じた区分の細分化	2	8.0	7	14.3	3	5.9	3	1.7
DCF法の導入等	0	0.0	4	8.2	6	11.8	22	12.7
CF控除法の導入	0	0.0	3	6.1	2	3.9	56	32.4
その他	4	16.0	16	32.7	6	11.8	56	32.4
何らかの工夫を行っている先計(注)	25	100.0	49	100.0	51	100.0	173	100.0

(注) 複数回答のため内訳と合計は合致しない。

図表 8-2 その他要注意先債権の貸倒実績率の算定期間の始期



(注) <>は当該区分に含まれる先の引当率の単純平均。【】内は全体の引当率。

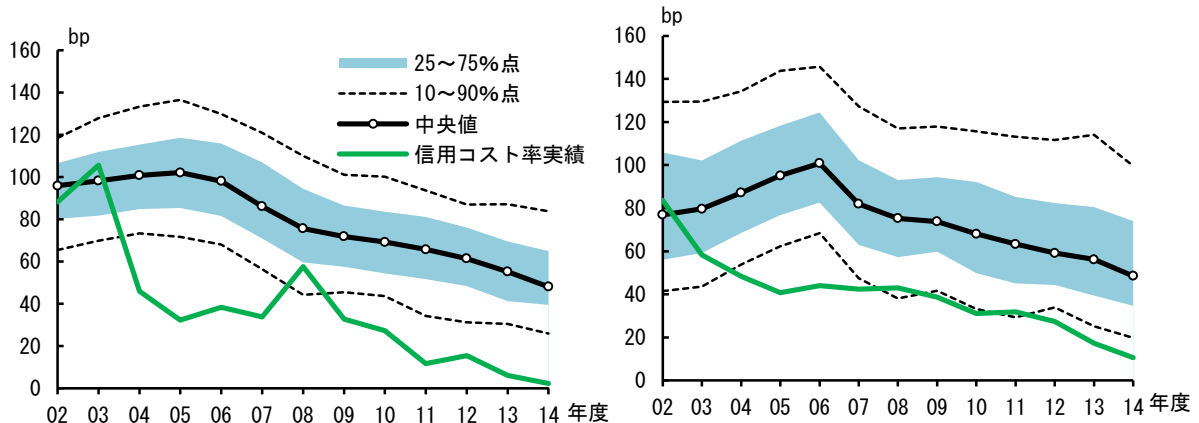
図表 8-3 具体的な引当方法見直しの事例

1 算定期間の長期化	・ 正常先の貸倒実績率の算定期間を1年から3年に変更。
算定期間数の拡大	・ 正常先の貸倒実績率を過去3算定期間の平均から5算定期間の平均に変更。
過去の引当率との比較	・ 足もとの引当率と過去からの累積平均値ないし過去最も高い引当率を比較し、高引当率の方を採用。
引当率の下限設定	・ 要管理先15%、破綻懸念先Ⅲ分類70%等。
リスクに応じた区分の細分化	・ 格付別、地域別、業種別、貸出条件別等債務者の特性に着目したグルーピングを基に引当率を算出。
DCF法の導入等	・ 債権の元本回収および利息の受取に係るCFを債権の発生当初の約定利子率または取得当初の実効利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額について貸倒引当金に計上。 ・ 適用対象を金融検査マニュアルに例示されている「与信額100億円以上」から「与信額100億円未満」に引き下げ。
CF控除法の導入	・ 破綻懸念先債権のⅢ分類額から合理的に見積られたCFを回収可能な部分とみなして控除し、予想損失額を算出し貸倒引当金を計上。
その他	・ 財務内容（実質債務超過等）、延滞状況（3か月以上延滞等）に着目したCF控除法の適用等。

（引当方法に関する継続的検証の必要性）

地域金融機関においては、基礎的な収益力が低下するもとの、損失吸収力をみる際の指標の1つである損益分岐点信用コスト率（信用コストがコア業務純益と一致する信用コスト率）が低下傾向にある。これは、仮に経済環境の変化等によって信用コストが増加した場合、基礎的な収益で信用コストをカバーし得る余地が縮小していることを意味している（図表9）。

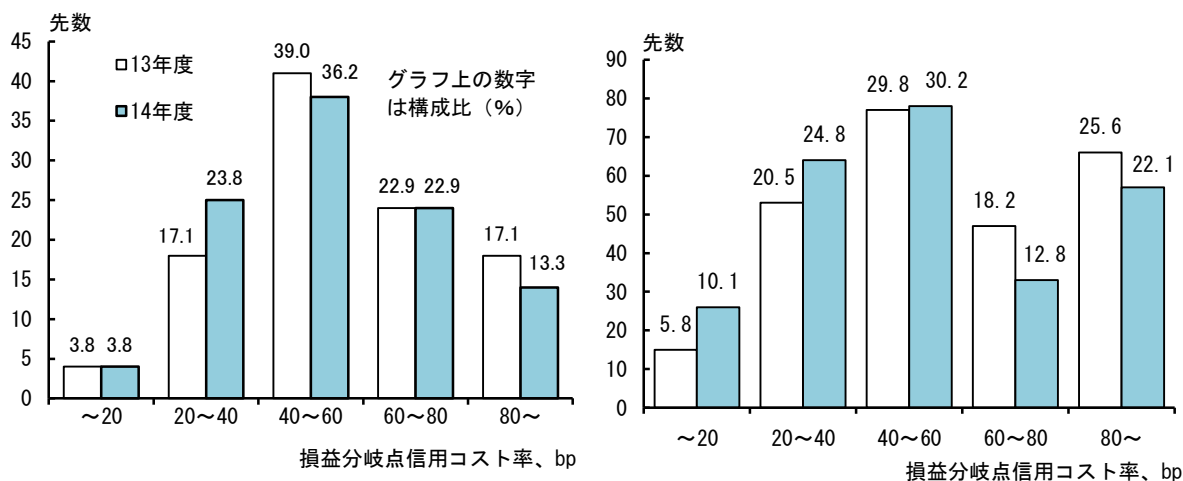
図表 9 損益分岐点信用コスト率の推移
地域銀行 信用金庫



（注）2012年度以降については投信の解約益等を除いたベース。

この点、例えば、リーマン・ショック前数年間の平均的な信用コスト（40bp）が発生したと仮定してみると、これをコア業務純益でカバーできない先が、地域銀行、信用金庫ともに3割程度に達するとの結果が得られる（図表10）。

図表10 損益分岐点信用コスト率の分布
地域銀行 信用金庫



地域金融機関は、地域の産業力強化や地方創生に取り組んでおり、その過程では、成長分野における事業リスクの顕在化、事業の再生・再構築に伴う金融支援、産業の新陳代謝などに伴って、過去の実績には反映されていないリスク・コストが生じる可能性がある。また、消費者ローンや外貨貸出など近年多くの先が新たに拡充を図ろうと取り組んでいる分野での貸出に関しても同様である。

こうした点を踏まえると、貸倒引当金の算定にあたっては、個々の金融機関が貸出資産内容や地域経済、借り手企業の状況等を踏まえながら、その適切性を継続的に検証していくことが必要と考えられる。